

第33回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第33回定例会 令和元年12月26日

開会 15時 閉会 17時10分

出席委員 (23名)	会長小林茂徳	会長代理依田繁二
	1 山崎正勝	1 4 依田隆喜
	2 白倉令子	1 5 小林健治
	3 小川高史	1 6 青木二巳
	5 小山睦夫	1 7 小林勝元
	6 片十郎	1 8 清水洋
	7 成山喜枝	推進花岡幹夫
	1 0 柳澤多久夫	推進荻原薫
	1 1 荒木稔幸	推進佐藤富士夫
	1 2 渡邊幹夫	推進竹内芳男
	1 3 小山肇治	推進渡邊重昭

欠席委員
(1名)

議事録署名委員
1 山崎正勝 2 白倉令子

出席職員
(5名)

農業委員会事務局
事務局長 関 博一
事務局次長 織田 秀雄
事務局 笠井 昌鷹
事務局 河口 晋也
事務局 堀場 亜紀

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について
議案第5号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

第7回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

会長代理

皆さんこんにちは。ただ今より第33回定例総会を開催します。本日は、齊藤委員が欠席です。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは。今日は季節外れの雨になりそうな気候です。平成から令和になり何かいいことがあるのではと思っていたのですが、前年に引き続きまして、大変大きな自然災害が多い1年となりました。10月12日は台風19号が上陸し、本来台風には縁のない東御市にも甚大な被害が起きました。災害に見舞われた皆様には改めてお見舞い申し上げます。

市への意見書について、これから雪のシーズンを迎え、来春の耕作にも影響を与える心配があるので、内容を踏まえまして見通しの立つ施策を市にもお願いしたいと思います。

スムーズな進行を心がけますので、皆さんもご協力をお願いします。

本日の議事録署名委員の指名についてですが、1番の山崎委員と、2番の白倉委員をお願いします。

それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、説明します。番号1、〇〇です。〇〇の集落内にある農地です。譲受人、譲渡人共に〇〇の方です。すでに譲受人が農地の一部として耕作している農地です。譲渡人の相続が完了したため譲り受けるものです。通路のようになっていますが、現地確認しに行ったところ、農地として耕作していました。自家用の野菜を栽培しています。譲受人の自宅も近く問題ないと判断しました。

続きまして番号2、〇〇です。場所は〇〇です。譲受人は〇〇に本店がある会社、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は農地所有適格法人になります。譲受人は経営規模を拡大するため譲り受けるものです。主に野菜の苗木を栽培する予定です。譲受人の〇〇の隣接地であり近いため、問題ないと判断しました。

続きまして番号3と4は内容が同一のため併せて説明します。〇〇です。〇〇団地の農地です。当該農地はもともと譲受人の曾祖父の名義となっている農地です。今回、「私が死亡したら、財産を譲る」という形式をとる死因贈与に該当するため、3条の許可が必要ということでご審議いただくものです。この度、裁判所により、曾祖父から祖父へは家督相続として、また、祖父から父へ、父から譲受人への所有権移転が死亡を原因とした贈与が認められる判決が出ました。この農地は譲受人の住宅の隣接地ですすでに耕作している状況を見て、許可相当と判断しました。所有権が祖父から父へ、父から譲受人へという手続きとなることから、議案3、4という形式をとらせていただきました。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、渡邊重昭委員より説明をお願いします。

渡邊委員 説明させていただきます。図面の1ページをご覧ください。県道東部望月線を〇〇方面に行くと交差点があり、右側に下ると申請地になります。譲受人の耕作地の裏が譲渡人の自宅になります。先代のお父さん同士で話が成立していて売買が出来ていたのですが、登記が出来ていませんでした。今回登記が済んだということでこの申請となりました。特に問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2の案件につきまして、白倉委員より説明をお願いします。

白倉委員 お願いします。資料の2ページをご覧ください。千曲ビューラインを〇〇に上がって、左に入っていった畑です。譲渡人はもう農業ができないことから譲受人の申出に応じたものです。譲受人は経営規模拡大のため譲り受けるものです。問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号3と番号4の案件につきまして、関連性がありますので一括審議をさせていただきます。荻原委員より説明をお願いします。

荻原委員 説明させていただきます。資料の3、4ページをご覧ください。18号線を〇〇方面へ行くと〇〇という信号があり、右折すると北国街道があります。〇〇メートルほど〇〇方面に行き、下に〇〇メートルほど下ると申請地があります。譲受人の自宅に隣接した農地です。譲受人は〇〇年ほど

前に〇〇をされた方で地域でも指導的な立場で活躍された方です。農地以外の手続きは終わっているのですが、農地がまだ終わっていなかったための申請です。特に問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3、番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。裁判で3条許可が出なければ、取得できないということでの申請です。下限面積も30アールに満たないのですが、すでに耕作しているということ鑑みまして農業委員会で考えて欲しいと思います。

特にないようですので裁決に入ります。番号3、番号4の案件につきまして、一括審議させていただきます。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

番号1、〇〇です。図面は4ページをご覧ください。〇〇の東、〇〇敷地内にある農地です。前段の説明といたしまして、2号議案の4条の番号1、番号2、3号議案の5条の番号3、番号4は〇〇の〇〇に伴う権利調査等による申請です。

4条の番号1、園庭、運動場敷地の申請で、追認案件です。申請者は〇〇です。このたび園舎建替に伴い、敷地の調査をしたところ、申請地が農地転用許可を受けていないことが判明したための申請です。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号2、〇〇です。図面は4ページをご覧ください。車庫、駐車場敷地の申請で、追認案件です。申請者は〇の方です。このたび隣接地の〇〇から園舎建替の工事用地として隣接地である〇〇を賃借したいとの申し入れがあり、敷地の調査をしたところ、申請地が農地転用許可を受けていないことが判明したための申請です。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、依田隆喜委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしくをお願いします。〇〇の建替にあたり、調査したところ、〇〇はまだ農地のままになっていたもので、宅地にするという申請です。〇〇を作

る時に前の園長先生が自分の敷地だからと知らずにグラウンドを作ってしまったそうです。特に問題はないと思いますが、ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2の案件につきまして、同じく依田委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしくお願いします。場所は〇〇の西側です。〇〇の隣接地である〇〇を車庫、駐車場敷地として借りたいため、調査したところこちらはまだ農地のままだったため、宅地にする申請です。特に問題ないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、説明します。議案書4ページをご覧ください。計画変更1、〇〇ほか〇筆です。図面は6ページをご覧ください。〇〇信号から主要地方道丸子東部インター線を〇〇メートルほど南下したところにある農地です。計画変更申請で、共同住宅、駐車場敷地の申請です。当初は、譲受人が平成〇〇年に太陽光発電施設、資材置場、駐車場敷地として許可を受けたのですが、業者間の話し合いがつかず、中止することとなりました。そのため、周辺環境から需要が多い共同住宅に変更するための申請です。準住居地域で用途地域内の第3種農地のため、変更申請の承認は問題ないと判断しました。

続きまして計画変更2と5条の番号1は関連しているため一括説明します。〇〇です。図面8ページをご覧ください。〇〇の北にある農地です。

計画変更申請で、住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。当初は譲渡人が平成〇〇年に住宅敷地として許可を受けたのですが、所有権移転後に勤務先が破綻したことにより住宅建設を見送ることとなり、土地の売却を検討していました。譲受人は現在社宅に住んでいますが、手狭になったため住宅を建設したいとのことで、内容変更をするための申請です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、変更申請の承認は問題ないと判断しました。

続きまして番号2、〇〇ほか〇筆、所有権移転です。図面は6ページをご覧ください。〇〇信号から主要地方道丸子東部インター線を〇〇メートルほど南下したところにある農地です。宅地分譲敷地の申請です。譲受人は〇〇で〇〇を行っている業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は市内で分譲販売の実績があります。申請地で〇区画の分譲を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。準住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号3、〇〇、賃借権設定です。図面4ページをご覧ください。〇〇の東、〇〇内にある農地です。園庭、運動場敷地の申請で、追認案件です。譲受人は〇〇、譲渡人は〇の方です。このたび園舎建替に伴い、敷地の調査をしたところ、申請地が農地転用許可を受けていないことが判明したための申請です。そのため、顛末書を付記しての申請です。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号4、〇〇、賃借権設定です。こちらも図面4ページです。〇〇の東、〇〇の西側にある農地です。工事用地敷地の一時転用申請です。譲受人は〇〇で〇〇を行っている業者です。譲渡人は〇の方です。譲受人は申請地を隣接地の園舎建替の工事用地として使用するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。なお、利用期間は令和〇年〇月から令和〇年〇月までの〇〇か月で、工事完了後は畑へ原状回復するものです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号5、〇〇ほか〇筆、所有権移転です。図面は10ページをご覧ください。浅間サンライン〇〇信号から南に〇〇メートルほど進んだところにある農地です。事務所、倉庫、資材置場敷地の申請で、追認案件です。譲受人は〇〇で〇〇を行っている業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は、このたび申請地を買い受けるにあたり、敷地の調査をしたところ、申請地が農地転用許可を受けていないことが判明したための申請です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号6、〇〇ほか〇筆、所有権移転です。図面12ページを

ご覧ください。〇〇の南にある農地です。宅地分譲敷地の申請です。譲受人は〇〇で〇〇を行っている業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は市内で分譲販売の実績があります。申請地で〇区画の分譲を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号7、〇〇ほか〇筆、所有権移転です。図面14ページをご覧ください。主要地方道真田東部線から〇〇へ向かう途中にある農地です。建売住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇で〇〇を行っている業者です。譲渡人は〇名おり、〇〇の方、〇〇の方、〇〇の方です。譲受人は市内で分譲販売の実績があります。申請地で〇区画の建売を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号8、〇〇ほか〇筆、所有権移転です。図面16ページをご覧ください。浅間サンライン〇〇信号の南西にある農地です。住宅、物置敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は〇〇で一人暮らしをしていますが、高齢になっていることから、東御市の家族と同居するため、住宅を建設したいとのことです。なお、申請地は令和元年〇月に農振除外済です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。計画変更1の案件につきまして、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員

よろしく申し上げます。地図の6ページをご覧ください。当時平成〇〇年に太陽光発電施設、資材置場、駐車場敷地として許可を受けていますが、業者間の話し合いがつかず、中止となりました。周辺には東部湯の丸インターやガソリンスタンド、ホームセンターなど商業施設が多くあり、太陽光発電施設から共同住宅に変更したいとのことです。特に問題はないと思いますが、ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。計画変更1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。計画変更1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして計画変更2並びに番号1の案件につきまして関連していますので、一括審議させていただきます。白倉委員より説明をお願いします。

白倉委員

よろしくお願ひします。資料の8、9ページをご覧ください。場所は〇〇と〇〇との間の道を北側に〇〇メートルほど行った右側です。〇〇年以上前に〇〇にお住いの〇〇さんは家を建てる予定で土地を購入したのですが、事情により建てる事が出来なくなりました。譲受人は社宅に住んでいますが、手狭になり土地を購入することになりました。隣接者にも説明してありますので、特に問題はないと思ひますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。計画変更2並びに番号1の案件につきまして関連してありますので、一括審議でお願ひします。ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願ひします。

特にないようですので裁決に入ります。計画変更2並びに番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2の案件につきまして、佐藤委員より説明をお願ひします。

佐藤委員

説明いたします。地図の6ページをご覧ください。先ほどの計画変更1のすぐそばです。譲受人は分譲地にしたいということです。周りも住宅地になっていて特に問題はないと思ひますが、ご審議よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願ひします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号3の案件につきまして、依田隆喜委員より説明をお願ひします。

依田委員

よろしくお願ひします。初代の園長先生が亡くなって、〇〇さんが相続しているのですが、園舎建替に伴い、敷地の調査をしたところまだ農地のままだったということです。園庭、運動場として使用していたということです。特に問題はないと思ひますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につ

きまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(渡邊幹夫委員挙手)

渡邊委員どうぞ。

渡邊委員 現状畑のものをグラウンドとして賃借するのか、今まで使っていて判明したから今回申請したのかどちらですか。

事務局 今回初めての申請です。以前から園庭や駐車場として使用していたのですが、園舎建替のために敷地調査をしたところ、農地のままだったということが判明しました。今後〇〇年賃借権設定をして、農地転用をかけます。今まで転用許可を受けずに使用してしまっていたことの顛末書をいただいています。

渡邊委員 〇〇は手続きを知らなかったのですかね。周辺が農地のままで手続きせずに何十年も来てしまっているのですが、顛末書だけで済まされるのはいかなるものでしょうか。

議長 おそらく創立〇〇年くらいにはなるかと思えますけれど、無断転用ということはよろしくないのですが、農業委員会としても見過ごしてきたことは非があるのかなと思います。

事務局 補足の説明をさせていただきます。直接的に関連するわけではありませんが、経過を調べましたところ、昭和〇〇年に学校法人を設立しています。昭和〇〇年〇〇月に農地法第3条にて学校法人で許可を受けています。3条許可を得た目的は確認が取れていませんが、本来、農地所有適格化法人でなければ農地所有は出来ませんが、農地法第3条の不許可の例外として学校法人などの教育を目的に設立された法人で、その目的に係る施設のための農地所有は出来ることとなっています。当初、児童に農業体験をさせるための農地だったのが、だんだんグラウンドみたいになってしまって、そのまま手続きはしていなかったということは、承知しています。その時、その時で正規の手続きをしていないことは良くないことなので、今回顛末書等をいただく中で、現状に沿ったかたちで直すということでした。

渡邊委員 本来、駐車場にするなどの時に手続きをしなくてはならないですよ。以前から申し上げていますが、知りませんでした、忘れていましたなど顛末書が出てきて、もし悪質な場合はもう少し考えなくてはと思うので、農業委員会の今後の課題として検討してください。

事務局 農業委員会で何か考えないのかという件につきまして、4条、5条の許可権者は県の方になっていきますので、お話をしたいと思います。

議長 こういった案件はいくつかあると思います。すべて洗い出すということは難しいですが、目についたところは皆さんも日頃から注意していただいて、ご指導いただきたいと思います。

(小山肇治委員挙手)

小山委員どうぞ。

小山委員 税務課で固定資産税等の担当者が航空写真を見て建物が建っていると気付いたとき、農業委員会に連絡はいただけないのですか。内部でチェックをした方がいいのではないかと思います。

事務局 税務課は農業委員会の許可をもって現場確認をやっていきます。今後、違法転用をどのようにしていくか考えていかななくてはならないのですが、農地パトロール等をする際に使用する航空写真で撮った地図を見れば変更になっているものが分かりますので、その辺を使用し徹底していきたいと思います。

(清水委員挙手)

議長 清水委員どうぞ。

清水委員 お聞きしたいのですが、あまりにも不備等があったから今回はお返ししますなどと返すことは出来るのですか。

事務局 4条、5条の許可権者は県になりますが、提出されたものは受理して○日以内に回答をしなくてはなりません。例えば不許可だとなった場合、不許可相当だと付して県へ送致します。それから県が許可するか許可しないかということになるため、こちらでは返すことは出来ません。

議長 ほかにありますか。ないようなので、採決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号4の案件につきまして、同じく依田委員より説明をお願いします。

依田委員 よろしく申し上げます。地図は先ほどと同じ4ページをご覧ください。園舎建替に伴い、譲受人が工事用地（通路、資材置場、駐車場）として借

り受けたいということです。工事後は元に戻して返すということです。特に問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号5の案件につきまして、同じく依田委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしくお願いします。資料の10ページをご覧ください。市役所の西側の道路を北に向かい、〇〇さんを〇〇メートルくらい上がったところです。事務所、倉庫、資材置場として今まで借用していたのですが、今回譲り受けることにしました。先代の社長からの貸借ですが、調査してみたところ農地のままになっていたということでの申請です。特に問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(山崎委員挙手)

山崎委員どうぞ。

山崎委員

考え方によってはこの時点で分かって良かったということで、市の方でもしっかり注意していただいて正しくやっていただければと思います。この件はやむを得ないのではないかと思います。

(依田代理挙手)

議長

依田代理どうぞ。

依田代理

申請があった時点で、自分も含めて皆さん現地調査等行くと思うのですが、今後もしっかり厳しくチェックしていただきたいと思います。

(佐藤委員挙手)

議長

佐藤委員どうぞ。

佐藤委員

土地そのものが農地かそうでないかということとはなかなか分かりませんよね。何十年も前のものだと、知っていて申請しなかったのか、本当に知らなかったのか、当時いろいろなチェックをしていたか分かりませんよ

ね。自分の土地だから何でも使っていいよということもあったかもしれませんが。今後はこのようなどときには申請しなくてはいけませんよという周知をしていった方がいいのではないかと思います。

議長

直近のことは目につくので分かるのですが、20年、30年経つと何かあった時でないと分らなくなってしまうので、先ほど小山委員が言ったような方法等で整合性をどこかでチェックしていかないと難しいと思います。

ほかにありますか。特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号6の案件につきまして、花岡委員より説明をお願いします。

花岡委員

お願いします。地図の12、13ページをご覧ください。場所は、〇〇の信号付近に〇〇があり、そこから直線で約〇〇メートルくらいのところが申請地です。荒廃地になっていて〇〇年くらい前に耕作したあと何も使っておらず、雑草が生い茂っています。〇区画の予定をしているということです。特に問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(渡邊幹夫委員挙手)

渡邊委員どうぞ。

渡邊委員

今回ほとんど〇〇さんなのですが、所有者の方から〇〇さんに話が行くのか、〇〇さんから所有者に買いたいと話が行くのかどちらですか。

事務局

ケースバイケースですが、今回の〇〇の件に関しましては、〇〇さんから譲渡人に行いたいとお話があり、ご理解が得られて今回宅地分譲にするという状況です。

議長

ほかにありますか。特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号7の案件につきまして、本日は柳澤委員より説明をお願

いします。

柳澤委員

よろしくお願ひします。資料の14、15ページをご覧ください。主要地方道真田東部線の〇〇の信号を〇〇方面に〇〇メートルくらい行き、そこを山側に〇〇メートルくらい上ったところです。今回の申請地は、〇名で共有している農地ですが、全員県外にお住いということで、農地管理が出来ていない状況です。この度、譲受人が〇区画の建売住宅を予定しています。周りには新しい住宅が点在している環境で、特に問題ないと思ひますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号7の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願ひします。

特にないようですので裁決に入ります。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号8の案件につきまして、山崎委員より説明をお願ひします。

山崎委員

よろしくお願ひします。地図の16ページをご覧ください。浅間サンラインの〇〇信号から〇〇の方向へ約〇〇メートルくらい行き、〇〇メートルほど下ったところになります。〇〇市民農園の北側です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。現在一人暮らしをしています。高齢となっていることから東御市の家族と同居するため、住宅を建てたいということです。土地が広いのですが、地図を見ていただければ分かるように使い勝手が悪い状況です。住居と将来的にキュウリの選果場等を作りたいということです。周りにも住宅が建っているため、問題ないと思ひますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号8の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願ひします。

特にないようですので裁決に入ります。番号8の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第4号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願ひします。〇〇委員は対象のため、一時退席をお願ひします。

(〇〇委員退席)

事務局 議案第4号、農用地利用集積計画12月分について、説明します。資料の7、8ページが通常の利用権設定になります。26件、38筆、53,405平方メートルです。続きまして、9ページが所有権移転になります。1件、1筆、1,041平方メートルです。以上です。

議長 ありがとうございます。議案第4号、農用地利用集積計画について、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。
特にないようですので裁決に入ります。議案第4号、農用地利用集積計画につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。〇〇委員お入りください。

(〇〇委員入室)

続きまして議案第5号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第5号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、説明します。資料の10ページをご覧ください。農地利用最適化推進委員については、農業委員会等に関する法律に基づき、「農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者」のうちから農業委員会が委嘱することとされています。

このたび、農地利用最適化推進委員の任期が令和2年3月31日を以って満了となりますので、5名の方の委嘱について提案いたします。では、提案する方の氏名を申し上げます。経歴等については、記載のとおりですので、ご確認ください。田中地区から〇〇さん、滋野地区から〇〇さん、祢津地区から〇〇さん、和地区から〇〇さん、北御牧地区から〇〇さんです。以上、提案申し上げました5名の皆様につきまして、それぞれ9月から各地区において検討いただき、人格、識見ともに優れた適任者の推薦をいただいておりますので、ご審議をお願いします。

なお、委嘱につきましては今回の結果を以って、令和2年4月1日付けで新たに任命される農業委員で構成する農業委員会が行うこととなります。以上です。

議長 ありがとうございます。議案第5号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(渡邊幹夫委員挙手)

渡邊委員どうぞ。

渡邊委員 意見というより、今後検討していただきたいことです。北御牧地区のみ

のことで、今回〇〇区で〇名出ているのですが、偏ってしまっています。区長会の方にすべて任せるのではなくて、ある程度地区の実情を考えた中で、このように平均化を図ってくださいますか、このようにお願いしますというようなことを区長会で事務局が実情を話してお願いする方向性を探っていただきたいと思います。

議長

貴重なご意見ありがとうございました。農業委員さんも含めて事務局、推薦団体の区長会があるのですが、そこに現役の農業委員を加えて検討していかないとこういう問題は解決しないと同感ですので、今後事務局にお願いしているところでございます。

ほかにありますか。特にないようですので裁決に入ります。信任いただける方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、可決といたします。

続きまして第7回農業経営改善計画認定意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

事務局

第7回農業経営改善計画認定審査会について、説明します。資料の1ページをご覧ください。今月の申請は1件で、〇〇さんです。〇回目の更新で〇〇の方です。目標とする営農類型は水稲、作業受託です。農業経営規模の拡大に関する目標についてですが、ブロッコリーは現状維持で、水稲、作業受託の規模をそれぞれ拡大していく予定です。3ページの機械・施設に関してですが、トラクターを〇台追加して、水稲、作業受託の規模拡大に備えていくとのこと。農用地の利用条件、合理化の方向としては、農地が分散しているため、農地の集積をはかり、作業効率を高めていきたいとのこと。最後に4ページの農業労働力ですが、臨時雇用を増やすことによって作業労働力の軽減化をはかり、〇〇さん自身の1日あたりの労働時間を減らしていきたいということです。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当の渡邊重昭委員より補足説明をお願いします。

渡邊委員

説明させていただきます。〇〇さんは、私が農業委員をやり始めたころ、認定農業者にと推薦した方です。もう〇年も経ったのかと思います。作業受託、土地の借り入れもかなり増えてきて、一生懸命やっています。仕事もまめで、地域の皆さんも〇〇さんに任せておけば大丈夫という信頼感があります。これからも頑張ってやっていって欲しいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。一生懸命やっているようなので、引き続き頑張りたいと思います。

特にないようですので、以上をもちまして議事を終了します。慎重審議、スムーズな進行へのご協力、ありがとうございました。

議事録署名人_____

(※直筆をお願いします)